

親事業者の対応が法令上問題となるか確認したい方へ

※ 以下の URL は、経済産業大臣が令和 2 年 2 月 14 日付けで、関係事業者団体代表者あてに発出した「新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業との取引に関する配慮について」の中で引用している、公正取引委員会が東日本大震災に関連する Q&A として作成したページです。新型コロナウイルス感染症に関する事象も基本的な考え方は同様になりますので、こちらを参考にして下さい。

公正取引委員会ホームページ

(<https://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/23jishinga.html>)